

令和2年4月1日

一般社団法人 宮城県歯科医師会  
会長 細谷 仁憲 殿

東北大学病院  
総括副病院長 五十嵐 薫

## 東北大学病院の外来における一般歯科診療の停止について

平素は本院運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについて、宮城県において医療従事者を含む感染者の発生が日々増加していることを受け、東北大学病院では感染拡大ステージが変わったものと緊張感を高めております。本院は行政の命を受け、感染症指定医療機関として COVID-19 の『重症』患者の受け入れなど、国民の命を守る最後の砦として機能するよう、万全の体制で準備しております。

歯科部門では、歯科診療はその特殊性から交差感染リスクが高いことを考慮し、高いレベルでの標準予防策を維持してまいりました。しかしながら、これには多くの个人防护具（PPE）が必要となる現実があります。現在、医療資源の長期的な確保の見通しは不透明な状況にあり、本院が国民の命を守る最後の砦として機能するためには、歯科部門の一般外来に用いる PPE の使用を極力減らし、救える命のための治療に備えるべき段階にあります。

以上を背景に、本院歯科部門では、外来における“一般歯科診療”を停止せざるを得ないと判断いたしました。尚、緊急性・専門性の高い紹介患者の受け入れ、ならびに緊急性のある手術や病棟業務、専門性の高い診療については、高次医療機関として従来通り実施し、地域歯科医療体制の維持に努めてまいります。

この対策により、患者の受診医療機関の選択に変化が生じ、貴会の会員様の歯科医院に少なからず影響を及ぼすことが予想されます。

貴会員様におかれましては、東北大学病院の担う特殊な事情をご理解いただき、本院の患者が貴会員様の歯科医院を受診した場合には、先日国際歯科医療安全機構から発信された「歯科医院から感染を広げないための8つの提言」に可能な限り従ってご対応いただくよう、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上